ごみの収集など

●ごみ　●水道　●下水道　●し尿収集　●浄化槽

ごみ

家庭ごみの出し方

環境事業課　☎086-803-1297

5種分別収集を実施しています。きちんと分別して収集日にごみステーションに出してください。

区分	収集日	内容
可燃ごみ	週2回指定曜日	台所の生ごみ、プラスチック類（ペットボトルは除く）など
不燃ごみ	月1回指定曜日	ガラスくず、陶磁器類など
資源化物	月2回指定曜日	空き缶、空きびん、天ぷら油、新聞紙、ちらし、段ボール、雑誌、ざつがみ、紙パック、古布、ペットボトル
廃乾電池・体温計	月2回指定曜日	乾電池、体温計
粗大ごみ	随時（粗大ごみ受付センターへ電話申し込みが必要）	家具、自転車、家電品、布団など、18ℓ缶以上の大きさのもの

※御津・建部・瀬戸地区では、一部分別区分が異なります。

市では収集しないごみ

購入店などへ返却または相談するもの

劇薬・農薬・モーターバイク・バッテリー・オイル・塗料・タイヤ・ガスボンベ・消火器など

自分で処理するもの

ブロック・瓦片・レンガ

引っ越しごみなど

分別して直接市の処理施設へ持ち込む
（可燃ごみ、不燃ごみは有料指定袋に入れて）

家庭ごみの排出は市の有料指定袋を使ってください

環境事業課　☎086-803-1297

ごみの減量化・資源化の推進と排出量に応じた受益者負担の公平性の確保のため、家庭ごみの有料化が始まっています。

有料化対象のごみ

可燃ごみ・不燃ごみ（資源化物およびせんてい枝、枯れ葉（木葉）、草は無料）

有料指定袋の種類と価格

種類（可燃・不燃共通）	販売価格（10枚セット）
45ℓ袋（大袋）	500円
30ℓ袋（中袋）	300円
20ℓ袋（小袋）	200円
10ℓ袋（特小袋）	100円
5ℓ袋（超特小袋）	50円

※スーパーやコンビニエンスストアなどで購入できます。

※「生活保護世帯」「低所得世帯」「重度障害者」「障害者で紙おむつの支給を受けている人」「2歳未満の乳幼児のいる人」「介護保険要介護度4以上または要介護度3で紙おむつの支給を受けている在宅の人」には、減免の措置があります。詳しくは、お問い合わせください。

※建部地区は、岡山市久米南町衛生施設組合による収集のため、対象外となります。

粗大ごみの戸別収集と持ち込み

予約・相談窓口／粗大ごみ受付センター（建部支所管内は除く）☎086-227-5300／FAX086-227-0053

受付時間／月曜～金曜（祝日可）9時～16時

※建部地区の人は、建部支所へお問い合わせください。

※インターネットでも受付をしています。詳しくは市ホームページでご確認ください。

事業系ごみの出し方

環境事業課　☎086-803-1298

商店、飲食店、その他の事業活動に伴って出るごみは、ごみステーションに出せません。許可業者に委託するなど、自己責任において処理してください。

ごみ減量・リサイクルガイド
どうすりゃーええ？

ごみの分別区分と出し方などを分かりやすくまとめた冊子「どうすりゃーええ？」を発行しています。希望する人は、環境事業課、各区役所総務地域振興課・地域センターなどへお問い合わせください。

ごみの持ち込み施設

施設	所在地	電話	種類		持込日時
東部クリーンセンター	東区西大寺新地453-5	☎086-944-7071	可燃ごみ		月曜～金曜（祝日可）8時～15時
岡南環境センター	南区豊成一丁目4-1	☎086-233-7490	可燃ごみ		月曜～金曜（祝日可）8時～15時
当新田環境センター	南区当新田486-1	☎086-246-5145	可燃ごみ		月曜～金曜（祝日可）8時～15時
東部資源回収所	東区西大寺新地453-5	☎086-944-7122	資源化物（全品目）		月曜～金曜（祝日可）8時～15時、毎週日曜10時～15時
当新田資源回収所	南区当新田486-1	☎086-241-7859	資源化物（全品目）		月曜～金曜（祝日可）8時～11時30分、12時30分～15時30分
西部資源回収所	北区野殿西町428-2	☎086-214-2650	資源化物（全品目）		日曜～金曜（祝日可）8時～16時
東部リサイクルプラザ	東区西大寺新地453-5	☎086-944-7122	粗大ごみ 不燃ごみ	市の施設への粗大ごみを持ち込む場合には、粗大ごみ受付センター（☎086-227-5300）への予約が必要	月曜～金曜（祝日可）8時～15時、第3日曜8時～11時、13時～15時
西部リサイクルプラザ	北区野殿西町428-2	☎086-214-2650	粗大ごみ 不燃ごみ		日曜～金曜（祝日可）8時～16時
市有施設（市役所本庁舎、区役所、公民館、ふれあいセンター）			資源化物（空びん、空缶、発泡トレイ、蛍光管）		開館日の開館時刻～17時

※資源化物（全品目）は民間協力事業者、蛍光管は登録電器店でも回収しています。ペットボトルは、スーパーなどでも回収しています。詳しくは環境事業課（☎086-803-1298）へお問い合わせください。

使用済小型家電の回収・リサイクル

環境事業課 ☎086-803-1298

小型家電には、金やレアメタルなど貴重な資源が含まれています。ご家庭に眠っている携帯電話やデジタルカメラなどの再資源化にご協力をお願いします。

ボックス設置施設

場所	住所	受付日時
北区役所	北区大供一丁目1-1	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
中区役所	中区浜三丁目7-15	
東区役所	東区西大寺南一丁目2-4	
南区役所	南区浦安南町495-5	
環境事業課(分庁舎6階)	北区大供一丁目2-3	

※どの施設のボックスでも利用できます。
※持ち込まれたものは、必ずボックスの中に入れてください。
※ボックスに入らないものはお持ち帰りください。

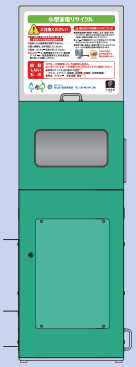

店頭回収対象の小型家電　これまで主に不燃ごみとして出していたもの

店頭回収対象の小型家電　これまで主に不燃ごみとして出していたもの

店舗での回収は、店内の窓口やサービスカウンターなどでの対面による直接の引き渡しになります。
●受付日時/営業日の営業時間内　※詳しくは各店舗にご確認ください。

①携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピューター
※パソコンは平成15年10月以前に販売されたもの
※これらには、タブレット型情報通信端末を含みます。

②電話機、ファクシミリ

③ラジオ

④デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ

⑤映像用機器
DVD-ビデオ、HDDレコーダー、BDレコーダー/プレーヤー、ビデオテープレコーダー(セット)、チューナー、STB

⑥音響機器
MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリー)、デジタルオーディオプレーヤー(HDD)、CDプレーヤー、デッキを除くテープレコーダー、ヘッドホン及びイヤホン、ICレコーダー、補聴器

⑦補助記憶装置
ハードディスク、USBメモリー、メモリーカード

⑧電子書籍端末

⑨電子辞書、電卓

⑩電子血圧計、電子体温計

⑪理容用機器
ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ

⑫懐中電灯

⑬電子時計及び電気時計
腕時計も含む

⑭ゲーム機
据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ミニ電子ゲーム、ハイテク系トレンドトイ

⑮カー用品
カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナー、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤー、カーDVD、カーMD、カースピーカー、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット

⑯これらの附属品
リモコン、ACアダプター、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等

ボックス回収対象の小型家電　回収ボックスの投入口[30cm×15cm]に入るもの

例
●携帯電話/PHS　●デジタルカメラ/ビデオカメラ　●携帯音楽プレーヤー
●電子辞書/電卓　●携帯型ゲーム機　●ACアダプター/ケーブルコード

受付日時/月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

ご注意ください!

❶家庭から排出されるものに限ります※。
※事業所からの排出物は対象外です。
❷回収した小型家電は返却できません。
❸個人情報は、必ず消去してください。
❹電池・バッテリーは取り外してください。
❺カメラケース、携帯電話ストラップ、梱包用ダンボール、取扱説明書などの付属品は、取り外してお渡しください。
❻店舗等への持ち込みの時、定休日など不在の場合には、店先等に置いて帰らないでください。
❼資源化物として回収しますが、資源化物ステーションでは回収しません。

回収しないもの 「小型家電」としては回収しません。出し方についてはごみ減量・リサイクルガイドでご確認ください。
●家電リサイクル法対象の4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) ●電池、バッテリー ●蛍光管、電球

水道

水道に関する届出、料金の支払方法など

お客様センター(平日8時30分～18時)
☎086-234-5959

水道に関する届出やお問い合わせは、お客様センターで受け付けています。

水道の使用開始・中止の受付

引っ越しに伴う水道の使用開始や中止の届けを受け付けます。

※使用開始と中止のときは必ず届けてください。中止の届けがないときは、使用していない場合でも料金の請求が継続されますので注意してください。

インターネットによる届出

インターネット(**https://www.water.okayama.okayama.jp/**)では24時間届出ができます。ただし、営業時間外、土・日曜、休日などの受付の場合、開閉栓は3営業日後の対応となります。

宅地内での漏水修繕のお問い合わせ

自宅の水道管が水漏れしていたら、指定工事業者に修理を依頼してください。指定工事業者が分からない場合は、水道局ホームページで確認するか、お客様センターへお問い合わせください。

※修理費用は自己負担となります。

料金の支払方法

水道料金の支払いには、「口座振替」と「払い込み」の2通りの方法があります。手間がかからず確実な口座振替の利用をお勧めします。

①**口座振替**／岡山市内に本・支店のある金融機関(ゆうちょ銀行を含む)または水道局に申し込んでください。

手続きに必要なもの／通帳など口座番号の分かるもの、金融機関への届印

②**払い込み**／水道局から送られる納入通知書(請求はがき)を使用し、水道局または取扱金融機関・コンビニエンスストアなどの窓口で直接お支払いください。

※請求はがきは2カ月ごとに(御津・建部・瀬戸地区は毎月)発送します。

公道での漏水など緊急時の連絡

お客様センター ☎086-234-5959
※休日・夜間は音声ガイダンスが流れたあとに受付へつながります。

下水道

営業課 ☎086-803-1485

下水道事業負担金制度

公共下水道が整備される土地の所有者または権利者に、建設費の一部を負担してもらう制度です。

負担金を納める人（受益者）

公共下水道が整備される区域内の土地の所有者が受益者です。ただし、その土地に地上権・質権・使用貸借・賃貸借などの権利を持っている人（権利者）がいる場合には、所有者と権利者が話し合いの上で、どちらかを受益者と決めてもらいます。

負担金の納付／供用区域になった翌年の8月から納付

負担金の納付相談（問 **料金課** ☎086-803-1641）

経済的理由などで納付が困難なときは、お早めにご相談ください。負担金を滞納すると、差押などの滞納処分を受けたり、延滞金が加算されることがあります。

下水道使用料

下水道使用料は使用開始の届出の後に請求されます。水道水を使用する場合には、水道料金と同時に下水道使用料を納め、水道水以外を使用する場合には営業課から送付する納入通知書で納めてください。

下水道Q&A

Q: 下水道が整備されたら、いつまでに水洗化すればいいのか？

A: 下水道法では、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造し、その他の排水（浄化槽の排水も含む）は、遅滞なく公共下水道へ接続しなければなりません。

Q: 水洗便所などの改造はどこに頼めばいいか？

A: 岡山市下水道排水設備指定工事店（岡山市ホームページに掲載）に依頼してください。

Q: 引っ越しのとき、水道料金の精算の届出は済ませたが、下水道使用料について、何か届出が必要か？

A: 水道水を使用している場合は、下水道使用料について特別な届出は必要ありません。

し尿収集

環境事業課 ☎086-803-1302
第1事業所 ☎086-243-2771
西大寺事業所 ☎086-944-5034
各区役所総務・地域振興課 ☞（46～53ページ参照）
各支所・地域センター ☞（46～53ページ参照）

申し込みなど

御津・建部地区以外

市外からの転入や市内転居などで、新たに収集が必要になったときは、申請が必要です（電話不可）。また、次のような廃止・変更の手続きをするときは連絡してください（電話も可）。

- 引っ越し、下水道への切り替えなどで、収集が不要となったとき
- 居住者数が増減したとき
- 家族全員が1カ月を超えて不在となり、一時的に収集が不要となるとき、または再開するとき
- 収集周期の変更が必要となったとき

御津・建部地区

直接業者へ連絡してください。業者が分からない場合は、環境事業課へお問い合わせください。

浄化槽

環境保全課 浄化槽対策室 ☎086-803-1294

浄化槽の設置

浄化槽を設置または構造・規模を変更するときは、建築確認申請をする場合を除いて、浄化槽設置届出書の提出が必要です。

浄化槽の廃止

保守点検業者または清掃業者に直接依頼して、浄化槽内部の「汚水の引き出し・清掃・消毒」をし、不用となる浄化槽について「廃止の届出」をしてください。

※浄化槽の「廃止の届出」を済ませても、浄化槽をそのまま放置しておくと、生活環境を著しく損なう原因となりますので、浄化槽内部の「汚水の引き出し・清掃・消毒」など、適切な処置をお願いします。

合併処理浄化槽の設置補助金

補助金の申請を予算の範囲内で受け付けています。

合併処理浄化槽設置補助金の対象となる地域は、市のホームページにある岡山市下水道汚水処理施設マップでも確認できます。